

公契約条例制定と運用手法の特性

講師 永山利和 (元日本大学教授)

／世田谷区公契約適正化委員会委員

イントロダクション

札幌市の公契約条例の制定をめざし、二〇二二年二月から活動が続けている「札幌市公契約条例の制定を求める会」(代表＝伊藤誠一・弁護士)は、二〇二〇年九月十九日、「2020公契約条例オンライン学習交流会」を開催した。主催団体の関係者も含め、全国から計二十八人のリモート参加があった。当研究所は、所内設置の「非正規公務労働問題研究会」(主査＝川村雅則・北海学園大学教授)の活動の一環として企画・運営に協力した。

この学習交流会は、元々は「2020札幌市公契約条例シンポジウム」のタイトルで準備されていた集会企画を前身とし、これを代替したものである。同シンポジウムは札幌市内の公共施設を会場として二〇二〇年三月二十九日に開催する方向で準備が進められていたが、同年一月下旬より札幌市内でも感染の拡大が問題視され始めた新型コロナウイルス感染症への対応を理由に無期限で延期されていた。

延期後の再設定をどうするかについては主催団体内での議論が続けられたが、春が過ぎ初夏が過ぎても、新型コロナウイルス感染の終息の見通しは立たず、政府によって公共施設の入場者数に制限がかけられるなどの状況が続いた。結果として、一つの会場に不特定多数の人々を集める集会形式での開催は断念され、その代替としてオンラインで学習会を開催することになった。

内容については前身企画から主要部分を引き継いでいる。すなわち、元日本大学教授にして、東

京都世田谷区で区公契約適正化委員会の委員を務める永山利和氏を講師に招いての、公契約条例をテーマとする講演会の開催、という内容である。

当初の企画でいえば二〇二〇年春というタイミングで永山氏に講師依頼をした理由については、世田谷区で条例の制定・運用に長く関わってきているという実績ももちろんあるが、もう一つ、二〇一九年六月の共著書『公契約条例がひらく地域のしごと・くらし』の発刊が大きい。永山氏は同書の中で第一部の執筆を担当し、公契約条例の基礎的な理論、日本の自治体による条例制定の現状と到達点、条例のもつ多様な意味・機能などについて多角的な視点から理論的に整理している。

主催団体では、二〇一九年の年末頃から、定例の運営会議の場で同書の読書を数回行い、本企画の開催に備えた。今回の学習交流会では、同条例に関する永山氏の知見を広く一般市民に発信することがめざされた。

なお、二十八人の参加者の中には、市内・道内のみならず、遠くは九州や大阪、東京の在住者も含まれる。遠方からの参加は対面の集会では容易ではないが、オンライン開催はその部分のハードルを下げる効果があり、今回早くもその効果が発揮された格好である。今後オンライン会議のツールについては有効な活用方法を追求していくことが期待される。

以下、本学習交流会での永山氏による講演の記録を掲載する。

公契約条例制定と運用手法の特性

永山利和

1. はじめに―世田谷区公契約条例の制定・運用に関わって

東京都世田谷区設置の公契約適正化委員会の委員を務めております、永山と申します。



当日の様子。北海学園大学・川村雅則研究室にて撮影

〇二年に、区の労働組合の取り組みに関わって、当時の区長（熊本哲之氏）に対し、公契約条例の制定を求める請願を行ったことにあります。しかし、このときは区長には全く取り合ってもらえませんでした。

その後、二〇一一年九月に「世田谷区公契約あり方検討委員会」の委員に就任する一方、区長ルートでの条例制定が難しければ、議会を通じて事を進める方法があると考え、その検討を始めました。まず公契約に関する実情を区議会議員に知ってもらうことが肝要だと思い、二〇一二年以降は区議員などが参加する公契約シンポジウムを開催してきました。直近では二〇二〇年一月に第一〇回目を開催しています。ともあれ、議会で支持を得られれば、区長イニシアチブとは別に、自治に基づく政策の確立や実行が可能になり、行政が持つ権能、予算、人材、情報を住民や地域の産業のために役立たせる方策を講じられるようになります。

「世田谷区公契約条例」は二〇一四年四月に全会一致で可決され、二〇一五年四月一日より施行されています。私も委員を務めている「世田谷区公契約適正化委員会」は、条例第六条に基づき、「公

契約の履行過程の全般における適正を確保すること」を目的として設置されている区長の附属機関です。同委員会には「労働報酬専門部会」が置かれ、条例適用の工事や業務委託の労働に従事する労働者に支払われる労働報酬下限額については、この部会で審議することになっています。

同条例の定める労働報酬下限額は、二〇二〇年四月一日より一三〇〇円になりました。それ以前は一〇七〇円でしたので、六〇円の増額になっています。一三〇〇円という下限額の水準は、千代田区を上回り、結果的に全国最高額になっています。全国トップを意識して狙ったというわけではなく、できるだけ計画的に進めてきた成果です。

労働報酬下限額を決めるにあつた委員会の当初からの考え方は、同一労働・同一賃金原則の観点から、高卒で職務経験無しの新規公務員に適用される「特別区行政職（二）」に基づく初任給金額をベースに、そこから一時金を除いた年間給与の時間給換算額を目標水準とすることでした。実はまだ目標には七円ほど足りていないのですが、条例施行から六年目でようやくこの水準まで漕ぎ着けました。

2. 公契約条例を制定することの現代的な意味

現在は日本国内のみならず、世界的に、行政の活動や公共の様々なサービスの分野において、多

かれ少なかれ、企業、NPO、協同組合などの民間組織との連携のあり方を課題とせざるを得ない状況が多く生まれています。国内の現下の典型例としては、上下水道の分野で導入が始まっているコンセッション方式、すなわち、自治体が上下水道の運営権を民間企業に売却する方式が挙げられます。

日本国内では、公契約条例を制定する自治体の数は依然六〇に満たない状況ですが、諸外国に目を遣ると、パリ、バルセロナ、グルノーブル、ロンドンといったヨーロッパの大都市では、あらためて「公」を見直すとともに、かつて民営化した事業を再度公営化する流れが生まれています。公契約条例はこうした世界的な流れをその内に潜める小さな動きであると見て良いと思います。

あわせて、二〇〇〇年代初めから二〇一〇年代にかけて、世界的には、最低賃金制度の見直しとその活用が広がっています。これは公契約条例で労働報酬下限額を定めるという動きと連動した新自由主義に抗する動きの一部です。

例えば、ドイツでは元来、賃金決定には国や自治体などの行政は関与せず、労使自治原則が強い歴史的伝統がありました。だが、二〇一五年から全国一律最低賃金制度が施行されました。それはEU内の競争関係が激しくなるなかで、闇労働や不法就労が拡大したことに對する防波堤として制定されました。フランスやイギリスでも同様の動きがあります。中でもドイツで特徴的なことは、

最低生活費を公が定めた額にするという行政の行動も含まれています。つまり、最低賃金制度の制定は、行政が認める最低生活の中身を具体的に貨幣換算した制度です。その考え方は、マーケットバスケット方式と呼ばれ、定められた費目ごとに物量と価格とを掛け合わせて、それぞれの必要最低限を定めたものです。その中には、様々な文化活動、レクリエーション、旅行、スポーツなどにも含まれますが、こうしたことに對する負担をどの程度にするかは、現状の社会保障や社会保険の整備の度合いを踏まえて算出されています。

このように、労働者の生活保障のあり方を根底から考え、実行する取り組みが、行政のあり方や企業のあり方と並んで、世界各国であらためて実行されていることが注目されます。

こうした観点から日本の現下の動きを見ると、管政権による中小企業政策の行方が注目されます。管政権は成長戦略会議のメンバーに元金融アナリストのデービッド・アトキンソン氏を据えしました。彼は最低賃金制度の制定の推進を支持しつつも、日本社会の今後の持続性や成長を確保するために、小規模企業の存在が足を引っ張っている(彼は「ゾンビ企業」と呼びます)ので、これを整理・統廃合することが必要だと唱えています。能率の悪い企業が市場から退出すれば、結果的に生産性は向上するだろうというロジックです。管政権はこの小規模企業の整理・統廃合に興味を持って実施しようとしているようです。

これは付加価値生産性の意味を不正確に理解していることに起因しています。付加価値生産性は貨幣評価で行われるものであり、物量で評価されるものではありません。日本の小規模企業は物量ベースでは相当の技量やノウハウを持っています。これを貨幣計算するときには買い叩きや手形の押しつけなどを受け、ここに大きな問題があります。六〇日手形を現在も制度的に承認している先進国は日本以外にはなく、どんなに遅くとも一カ月以内に現金で支払うということが世界的なルールです。あわせて、そのような制度面の立ち後れとともに、日本の場合、発注元企業からの「指値発注」や「歩切り」といった違法行為が慣行として認められてきました。そのため、技術・技能、性能・品質は良くても、小規模企業が貨幣換算では報われない状況が続いています。実はここに日本経済の成長を制約することを政策的に支えてきた最大の原因があります。

私はかねてから中小企業問題の大半は従業員の労働に関わる問題だと考えています。そのあるべき労働の質を中小企業製品の価格にどう実現するかという観点から、最低賃金制度は不可欠な制度だといえるのです。そして、その制度において最低賃金の額を算定するに当たつての根拠になる最低生活費を国の定める方法によって設定されるとなれば、それは生活保護制度の最低生活費や失業保険の給付額(それらを上回る。なぜなら現実には労働しているから生計費が上がるからです)など

にも関わります。そのほか、新型コロナウイルス感染拡大問題との関連でいえば、飲食店などを対象にこの間行われた休業や時短営業への補償の金額の算定なども関係してきます。そもそもこうしたものの金額の算定方法は、行政が明示できる体制を整えておくべきであり、国民の最低生活費を国が定められない不甲斐なさは早急に改められるべきです。

その意味で、公契約条例の制定運動は小さな場面での課題に取り組んでいるように見えますが、基本的な行政や民間企業のあり方や、それらを改善する方策のあり方を問うものです。先ほどご紹介した世界の動きに照らせば、日本の立ち後れは非常に由々しい事態だと思っています。

3. 公契約条例が求められる背景

(1) ILOの公契約条例の批准を求める流れ

公契約条例の制定運動がこの一〇年ほどの間に進んできた背景の一つには、先ほどご紹介したような国際的な要請があります。

第二次世界大戦後の労働世界の中で、国際労働機関（ILO）は、戦争の責任に関わる賃金引下げ競争への反省の上に立ち、その後の活動の基本理念となる「フィラデルフィア宣言」（一九四四年）を発しました。この中で社会福祉の向上や完全雇用の実現を謳い、あわせて、ダンピン

グなど、労働者生活を低めることでのみ生存する資本の規制、公的部門のあり方を改善し、モデル事業とすることも謳いました。それは単に労働条件向上の課題だけでなく、戦争防止という重要な意図であったのです。

その実現に向けた今日の一つの方向が「デイーセントワーク」につながり、その流れで、ILOは「公契約における労働条項に関する条約」、いわゆる「ILO第九四号条約」を一九四九年に採択し、加盟国における公契約に関する労働面での改善策を明示しました。同条約の基本的な特徴は、①公共部門が一定の地域・産業のモデル事業を実現し、それによって、下請契約を含めて公正競争を確保し、過当競争やダンピングを防止すること、②適正な労働市場競争下で、公正な賃金水準を確保すること、③公正賃金の公正さの証は産業・地域の労働協約賃金とその水準を超える点にあること、などです。

しかし、日本は「ILO第九四号条約」を現在も批准していません。当時の日本政府と財界はこの条約をそのまま受け容れることを望まなかったが、国際動向に対応するために、同条約への対抗策でとられたのが「建設業法」（昭和二十四年五月二四日法律第一〇〇号）であり、これによって同条約批准を凌ぐこととしました。ということは、国内には一九五〇年前後の当時、同条約を批准し、公契約法制を制定しようという運動が労働者側からあり、戦後復興の労使間の重要争点の一つが公

契約条約だったということです。条約の批准をめぐる攻防は「建設業法」で一定の決着をみましたが、同法には制定当初から「ILO第九四号条約」との対抗関係があります。

公契約法制の制定の流れは、その後、戦後復興期のいわゆる失対事業（失業対策事業）に連なります。失対事業は政府直営の雇用政策として、失業者者に道路整備や公園整備などの作業で雇用機会を提供するものでした。その背景には、北海道の多くの労働組合、とりわけ炭鉱失業者たちの運動・闘争もありました。失対事業は高度経済成長期の一九六〇年代前半期に廃止され（一九六三年）、以降は労働力流動化政策へと転換しました。

(2) 二一世紀における公契約領域改革

第二の背景として、買い叩きやダンピングの問題への対応が、二一世紀に入ってから二〇年ほどの間にいつそう必要とされるようになったことです。

土建国家と言われるほど、日本は先進国の中では異例に建設投資が大きいという特徴があります。その理由は、そもそも自然災害が多く、また、第二次世界大戦で多くの社会資本が破壊されたため、復興・再投資が必要だったからです。あわせて、徒歩が基本的な移動手段であった江戸時代以来の交通インフラを、戦後、自動車や鉄道中心にするインフラ整備が影響しています。

その上で、バブル経済崩壊後、一九九〇年代前半、金融・証券市場崩壊のもとで公共投資の急拡大と緊縮財政への急転換が短期間に起きました。

こうした急速な変動状況下で、新自由主義的な公的分野に競争化政策が進められ、公共調達分野でもダンピングや談合といった問題が頻発するようになり、その結果の一部として公共工事の質の悪化が社会問題になりました。こうしたなかで、函館市が行政指導による公契約実施（特に土木事業の実施）の改善策を打ち出しました。それが後の公契約条例のベースになっていきます。その意味では、国際労働運動をそのまま引き取っているものではないにせよ、ILO条約をめぐる様々な取り組みの中から後に残された知恵が公契約条例には流れ込んでいると言えます。

問題は、土建国家と言われる国にありながら、土木や建設の工事に携わる労働者が置かれている状況があまりにも惨めであるということです。特に新自由主義が横行するようになった一九九〇年代以降は、「半値八掛け二割引」という言葉もよく聞かれるようになるほど、ILOが最も警戒している買い叩きやダンピングが行政の手によって公然と行われるような状況にもなってしまう

た。そうした流れに対抗して二〇〇〇年代に入ってきたのが、国レベルでの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成二二年一月二七日法律第一二七号）、いわゆる「入

契法」の制定や、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成一七年三月三十一日法律第一八号）、いわゆる「品確法」の制定です。自治体レベルでは、労働組合の関係者などが自治体議会を通し「ILO第九四号条約」の批准をあらためて国に求めるとか、あるいは、自治体に公契約条例の制定を働きかけたりするといった動きが始まりました。

このほか、民主党政権（二〇〇九年九月～二〇一二年二月）のもとにおいて、国や自治体が提供する社会福祉や保育・教育などの公共サービスの質を確保し、充実させることを目的とした「公共サービス基本法」（平成二一年五月二〇日法律第四〇号）が制定されました。その背景には公共サービスの民間委託などの進行、担い手の多様化があります。このことは、先述の国際的な流れとは別に、日本国内からの独自の公共サービス充実の流れが生み出されたことを意味し、大きな進展だったと思います。

こうしたなか、国内初の公契約条例が制定されたのは、二〇〇九年九月、千葉県野田市においてです。

野田市の条例が制定された当時の市長は、根本崇氏（在任期一九九二～二〇一六年）です。根本氏は、当初は「公契約法の制定」を国に提案していたのですが、国からは一切顧みられず、その後、全国市長会で同提案への賛同を呼びかけたものの、賛同者をほとんど得られませんでした。そ

こで、県内各市に公契約条例の制定を呼びかけましたが、これに応えたのは我孫子市が唯一という状況でした。結果として、自らが市長を務める野田市で公契約条例を制定したという経緯があります。根本氏自身は建設省のキャリア官僚の出身ですが、下請けも含む建設労働者や行政サービスに従事する労働者ら、公共調達に従事する労働者の処遇が悪ければ、良い行政や行政サービスは生まれないと考え、国土交通省や総務省との間で相当に深い協議を重ねた上で、国内第一号となる公契約条例の制定を成し遂げました。

公契約条例に関する現在の分析によれば、賃金条項（労働報酬下限額に関する規定）を持つ実効型か、これを持たない理念型の二タイプに大別されていますが、野田市の条例は前者の典型です。

4. 公契約条例の前提をなす法制度の変化

公契約条例が制定されるに当たっての前提条件としては、二〇〇〇年代に入ってから生じた以下の二つの大きな変化があります。

(1) 建設旧三法体制+新・担い手三法V体制の確立

変化の一つめは、建設旧三法体制の見直しです。建設旧三法体制とは、建設生産に対する法規定の体系を表すものです。すなわち、①「建築業法」

による建設事業者の許認可と事業現場体制への規制、②「建築士法」(昭和二十五年法律第二〇二号)による具体的な工事の技術的側面の監理(仕様、設計、性能などの技術的な品質規制)、③「建築基準法」(昭和二十五年五月二四日法律第二〇一号)に基づく建築確認、の三つです。

これが特に一九九〇年代以降、新自由主義の競争化政策のもとでダンピングが奨励されたことにより、建築物の品質が劣化し、さらに「姉齒事件」などのようなマンシヨンの構造計算の偽装といった問題が頻繁に発生しました。その背景には、当事者である民間の建築業者による手抜き・中抜きといった不正行為ももちろんありますが、設計・積算の分野では、より悪質なダンピングや歩切りの横行もありました。つまり、特に一九九〇年代以降に進んだ状況として、旧三法体制のもと、行政行為の市場化・民営化方式では、公共工事が適正には履行できなくなつたということです。

こうした状況を改善するために二〇一四年に行われたのが、いわゆる「担い手三法」の一括改正です。ここでの三法は「建設業法」と「入契法」と「品確法」を指します。これらの改正により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化などを目的とする基本理念や具体的措置が規定されました。

二〇一九年の第二次改正を経た「新・担い手三法」では、①五年以内の週休二日制の実現、②所定外労働時間の上限定額、③日給制技能労働者の

賃金水準の引き上げ、④一人親方の週休二日制の実施と長時間労働の是正などが謳われています。こうした規定は、法令順守のガイドライン体制の確立・推進という横串が打たれ、公共工事の実施に関わる中央省庁である国土交通省、厚生労働省、総務省の間で共有されています。あわせて、自治体に対しては総務省を介して適用されることとなり、縦串が打たれています。このような動きを経て、公共工事の現行の監理体制は「建設旧三法+新・担い手三法」という新たな体制に移行していきます。

この「建設旧三法+新・担い手三法」の体制は、公契約条例の制定・運用に深く関わってきます。国の法制において改善されている部分をいかに自治体に導入していくかの視点は、条例の制定・運用において非常に重要です。その際、自治体においては、予算の組み方や工事の監督のあり方も含め、職員の事務処理に関する技能水準が問われますが、一般の人事管理制度のもとで、特に専門技術をもつ職員が育成されづらいという問題が発生していることもあり、現状から言えば多くの課題が残っているように思います。

(2) 「発注者・受注者の双方責任体制」への移行

変化の二つめは、建設業における契約上の悪しき慣行である下請重層構造に起因する不公平性は是正について、その改善策として、「発注者・受

注者の双方責任体制」への移行が、前出の「新・担い手三法」の制定によって本格的に進められたことです。特に公共工事に関する公契約(受発注契約)の領域においては、悪しき下請重層構造を慣行化させてきましたが、それは発注者(自治体)主導、上限拘束性の強い予定価格制度の運用の下での「一式発注・責任施工体制」という取引上の不均衡が慣行化していたからです。

自治体発注の公共工事における「一式発注・責任施工体制」について説明すると、以下のようになります。

まず自治体から設計と積算がコンサルに一括で外注され、これに基づいて工事の予定価格が決められます。次に、この予定価格を上限額とした競争入札が行われて受注業者が決められ、発注者である自治体と受注業者との間で契約(公契約)が結ばれます。その上で、受注業者は施工に進みますが、契約の締結から完工までの工程で、発注者である自治体のチェックの目が入るのは、営繕等担当部門による中間検査のときだけです。また、自治体の検査は主に性能や工期に重点が置かれ、受注業者が施工に当たって、どの作業をどの業者にいくらの額で下請に出すか、下請の作業従事者の賃金・労働条件はどのようなものか、といった部分については民・民契約事業に発注者は不介入とし、歩切り、手直しなども、発注者の契約行為の外側であることを理由にあえて目をつぶりまし

た。その結果、行政は元請・下請関係には立ち入

らないという悪弊が生じました。公務員は本来、違法行為が行われていれば、これを摘発する義務を負っているはずなのですが、この分野では、施工責任を受注者に厳しい価格（予定価格）で押しつけながら、そうした公務員の務めが果たされない状況に陥ってしまっていました。

二〇〇〇年以降に始まる、「入契法」および「品確法」の制定と、これら二法に「建設業法」を加えた三法を「担い手三法」として改正してきた取り組みは、「一式発注・責任施工体制」の悪しき慣行を段階的に改善していくことをめざすプロセスが改善の要点でした。

まず、二〇〇〇年制定の「入契法」により、公共工事の入札・契約の透明化の推進が自治体に義務付けられました。

次に、二〇〇五年制定の「品確法」は、建設旧三法の下では曖昧であった発注者の責務として、設計や工事監理に対しても技術的側面の監理（supervision）を行うこと、また、その予算を含めて収支をバランスさせる管理（management）を行うことをあらためて明確化しました。その上で、これらの監理と管理を結合し、採算をとるのがマネージャー（元請事業者）の役割です。こうしたなかで、受注者側としてはその採算をとるために人事面での裁量を得たいと考えますが、ここに公契約条例で労働報酬下限額のような規定が入ってくると、下請事業者の選定方法に地域要件を絡めて考えるようになります。具体的に言い換

えると、遠方に住む低賃金労働者を交通費（移動と駐車料等）負担を無視して集めるのはなく、できるだけ近隣に住む労働者を交通費や駐車料金コストをかけないように募集し、施工する努力を追求するようになるということです。

このように、「新・担い手三法」の下における公共工事は、発注者と受注者が協議をしながら施工を進めることが基本的施工体制になります。これにより、「入契法」や「品確法」にも明記されているように、発注者と受注者の立場が対等になりました。これを「発注者・受注者の双方責任体制」といいます。この体制の下では、施工過程における違法行為、不法行為、不正な行為は双方の責任ということになります。EU諸国の多くでは、何か問題が起きた場合は、お互いにそれを調べるための専門家が参画する委員会を立ち上げて協議し、契約履行に関する責任をお互いに果たしていくこととしています。

これと同じ発想が、既存の公契約条例のうちのいくつかには条文の中に書き込まれ、基本理念あるいはこれに基づく実施方法が共有されていきます。これにより、発注者側の責任逃れを防ぐとともに、受注者側は行政の意思を自ら体现するような責務を背負うこととなります。言い換えると、受注者は工事の契約を締結した後、公務が求めている要件を実行する立場に移行することになり、行政が求められる公務の趣旨を肩代わりして工事を進めなければならなくなります。つまり、「発

注者・受注者の双方責任体制」とは、受注業者側にしてみれば、従来の工事の施工方法に加えて、新たに行政の目的を実現するという、ある種、行政政策代行の使命を帯びるかたちで作業を遂行する方式になります。これは従前の官製市場とは大きく色合いが異なるものです。これに伴い、賃金・労働条件のみならず、下請取引に関することや労働者の社会保険加入に関するなどを、「新・担い手三法」に基づくガイドラインが実行するよう、総務省経由で自治体にくり返し指示が出されています。

こうした体制のもとにおいては、地域の事業者と労働組合には、こうした新たな公共工事の実施体制を理解し、双方の協議の上でその実施方法を構築していくことが求められます。それは新たな発注者・受注者間の協議体制であり、また、そこに雇われる労働者の発言も、経営者を通じてであれ、直接であれ、発注者と受注者の双方に意見具申ができるような体制でもあります。法律レベルでは、そうした施工体制にすでに変わっているということを自覚し、行動することが重要です。

その変化の象徴が、設計労務単価の位置づけの変化です。かつて設計労務単価は、予定価格の積算のための参考資料と位置づけられ、わざわざ「受注者の雇っている元請・下請労働者の賃金を規定するものではない」という但し書きまで記されていました。それが「担い手三法」制定後は取り払われ、現場労働者の賃金を可能な限り設計労務単

価に近づける努力をすることを求めるようになっていきます。最近に至って、これに社会保険料等が加わるので、設計労務単価の一・四倍程度が労務単価全体の枠組みだとも書かれるようになっていきます。

ともあれ、このような方たちでの施工を法規に沿って実施するためには、契約の内容や施工方法が透明化されていかなければならないので、その文脈においては公契約条例の制定は効果を発揮し、公共工事や公共サービスの内容を市民の目に可視化する効果も期待できます。

なお、以上は公共工事に関する公契約の分野での努力ですが、業務委託については難しく、まだ課題が残されています。現在の世田谷区での実践から言えば、業務委託に関して、国土交通省の「建設保全業務労務単価」を基準とする標準的な見積書を作成しようと考えています。これは入札、落札の判定に当たった際の参考資料であり、現在は事業者と協議しながら、標準的な費目構成を検討しています。こうしたものも活用しながら、業務委託についても、入札前の段階、入札の段階、落札後の施工段階を引き続き調べ、改善を図ってこうと考えています。

5. まとめに代えて

以上で見てきたとおり、公契約条例の制定の背景には、国の様々な建設工事の進め方の改善努力

と合わせ、自治体でより透明性の高い新しい行政スタイルをつくりだせるような条件が生まれています。

世田谷区では、今般の新型コロナウイルス感染拡大問題への対応の中で、PCR検査体制を独自に拡充させる「世田谷モデル」を策定しています。この中では、事業予算を明らかにしながら、検査の業務委託のあり方についても定めています。

こうした経験は、今後の参考資料として貴重なものとなっており、ゆくゆくは公契約の分野でも、あらためて透明性の高い実施方式を定め、効率の良い行政を市民の手で自らつくっていくことに資するものと考えています。

この間の公契約条例に関する取り組みなども通じ、良い行政あるいは質の高い自治は一定の間暇をかけないとつくれないと、私自身あらためて感じているところです。住民が行政に丸投げしてしまう習慣を改め、自治への主体性を備えた対応が問われる時代が始まっていると思います。

本稿は、二〇二〇年九月一九日に開催された「2020公契約条例オンライン学習交流会」の講演の内容をまとめたものです。

なお、本誌への掲載は、主催団体の「札幌市公契約条例の制定を求める会」のご厚意によりです。

文責・編集部